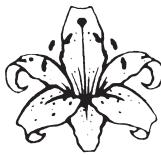


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年12月23日（火曜日）

号外 第70号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○条例

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）	2
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（政策・NPO協働推進課）	2
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（政策・市町村課）	2
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（総務・財政課）	4
神奈川県県税条例の一部を改正する条例（総務・税制企画課）	6
神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例（環境農政・農政課）	6
認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）	6
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）	7
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課）	7
一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課）	8
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）	9
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）	10
神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例（県土整備・都市公園課）	10
神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）	11
都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）	12

発行

電話 横浜市政策局（〇四五二二〇一）一通一課
神奈川県中区政策部政策法務課

条 例

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

令和 7 年12月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第71号

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例

(法第 6 条第 4 項に規定する条例で定める重要な財産)

第 1 条 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が100万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。）その他知事が定める財産とする。

(法第44条第 1 項に規定する条例で定める重要な財産)

第 2 条 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る法第44条第 1 項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格の金額（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）が 1 億円以上の不動産（不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。）、動産及び不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第72号

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表N P O法人かながわ311ネットワークの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人カウンセリングオフィス SARA	横浜市緑区長津田町2, 325- 1	令和 7 年 1 月 1 日から 令和12年12月31日まで
N P O法人かながわ311ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町194番地 9 横浜妙蓮寺シティハウス107号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和12年12月31日まで

附 則

- この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（N P O法人かながわ311ネットワークの項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表N P O法人かながわ311ネットワークの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第73号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の3の項(9)中「(46)及び(47)」を「(51)、(52)、(56)及び(57)」に改め、同項(23)中「(73)」を「(81)」に改め、同項中(80)を(88)とし、(50)から(79)までを8ずつ繰り下げ、(49)を(54)とし、その次に次のように加える。

(55) 法第83条の2第2項の規定により、土地改良区連合の解散を認可すること。

(56) 法第83条の2第3項の規定により、一の土地改良区によるその所属する土地改良区連合の権利義務の承継を認可すること。

(57) 法第83条の2第4項の規定により、土地改良区連合については解散する旨、一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告すること。

別表4の3の項中(48)を(53)とし、(47)を(52)とし、(46)を(51)とし、(45)を(48)とし、その次に次のように加える。

(49) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第69条第1項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る財産処分の方法等を認可すること。

(50) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第71条（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る決算報告を認可すること。

別表4の3の項中(44)を(47)とし、(41)から(43)までを3ずつ繰り下げ、(40)の次に次のように加える。

(41) 法第57条の9第1項（法第57条の10及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、情報通信環境整備事業の計画（法第57条の10において準用する場合にあっては、情報通信環境整備事業の計画の変更）等を認可すること。

(42) 法第57条の11第1項（法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、連携管理保全事業の計画（法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更）等を認可すること。

(43) 法第57条の12第2項（法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、連携管理保全計画（法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更）等を認可した旨を公告すること。

別表4の4の項中「横浜市」の次に「及び相模原市」を加え、同表16の6の項中「及び山北町」を「、山北町、湯河原町及び愛川町」に改め、同表32の2の項中「市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）」を「平塚市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、大磯町、中井町、箱根町、真鶴町及び愛川町」に改め、同表34の項(1)中「（法第4条第2項の規定により交付する書類にあっては、法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るもの）」を削り、同表49の項中「茅ヶ崎市」の次に「（左欄(1)に掲げる事務のうち法第47条及び法第48条の規定による届出に係るものにあっては、横浜市に限る。）」を加え、同表53の項中「政令」という。」を「政令」という。」及び「に改め、「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）」を削り、(31)及び(32)を削り、「（左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）」を削り、同表67の項中「（政令第1条第1項の規定により提出する書類にあっては、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の9第1項（同法第57条の10及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第57条の11第1項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第83条の2第2項若しくは第3項に規定する認可の申請に係る同法第57条の9第1項、第57条の11第1項、第57条の12第2項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。）及び第83条の2第2項から第4項までの規定による事務については、改正後の別表4の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表4の3の項(49)及び(50)の規定は、施行日以後に土地改良区及び土地改良区連合が土地改良法第135条第1項（第2号に係る部分に限る。）（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による解散命令によって解散した場合について適用する。

4 施行日前にされた土地改良法第76条の5第1項又は第76条の13第1項に規定する認可の申請に係る同法第76条の5第1項及び第3項（同法第76条の16において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第76条の13第1項及び第3項の規定による事務については、改正後の別表4の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、改正後の別表16の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第74号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1 政策局関係の表2の項中 「用紙1枚につき 10円」 を

〔(1) 複写機により用紙に複写した物を交付する場合 用紙1枚につき 10円〕

〔(2) スキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスクに複写した物を交付する場合 次に掲げる金額を合算した金額

ア スキャナで読み取った少額領収書等の写しに係る用紙1枚につき 10円

イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 当該光ディスクが日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスク（以下「CD-R」という。）である場合 CD-R 1枚につき 80円

(イ) 当該光ディスクが日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスク（以下「DVD-R」という。）である場合 DVD-R 1枚につき 160円〕

に改め、同表3の項中「又は」を「、」に

改め、「政治資金監査報告書」の次に「又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書」を加え、

「用紙1枚につき
10円」を

「(1) 複写機により用紙に複写した物を交付する場合 用紙1枚
につき 10円
(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに
複写した物を交付する場合 CD-R 1枚につき 80円
(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R
に複写した物を交付する場合 DVD-R 1枚につき 160円」

に改め、同表中5の項を6の項とし、4の

項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 政党助成法(平成6年法律第5号)第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	(1) 複写機により用紙に複写した物を交付する場合 用紙1枚につき 10円 (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写した物を交付する場合 CD-R 1枚につき 80円 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写した物を交付する場合 DVD-R 1枚につき 160円
--	-------------------	--

別表の5 福祉子どもみらい局関係の表1の項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、同表中6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付	地域限定保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
6 児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付	地域限定保育士登録証再交付手数料	1,100円

別表の5 福祉子どもみらい局関係の表中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 児童福祉法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士登録の申請に対する審査	地域限定保育士登録申請手数料	4,200円
--	----------------	--------

別表の8 県土整備局関係の表41の2の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率の特例の」を「容積率等の特例の」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の 5 福祉子どもみらい局関係の表の改正規定 公布の日
 (2) 別表の 8 県土整備局関係の表41の 2 の項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日

神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第75号

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第23条中「令和 6 年度から令和 8 年度まで」を「令和 9 年度から令和 13 年度まで」に改め、同条第 1 号中「100分の4.025」を「100分の4.018」に、「100分の2.025」を「100分の2.018」に改める。

附 則

- この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 改正後の附則第23条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 8 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第76号

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 入園料金の表中 「1 人につき 1,010 円
 同 760 円
 同 500 円」 を 「1 人につき 1,500 円
 同 1,200 円
 同 800 円」 に改め、別表の 2

会議室利用料金の表中「110円」を「500円」に改め、別表の 3 駐車場利用料金の表中

「1 回につき 520 円
 同 1,570 円」 を 「1 回につき 1,000 円
 同 3,000 円」 に改める。

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第 5 条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立花と緑のふれあいセンターの利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第12条第 2 項の規定による知事の承認を得ることができる。

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第77号

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第78号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

第20条中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改め、「当該」を削る。

附則第4項中「10年」を「12年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第79号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する
健康診査

入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の
健康診査又は臨時の健康診断

第25条中「乳児又は幼児(以下「」及び「」といふ。)」を削る。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第6項中「保育士」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第2項中「(昭和23年厚生省令第11号)別表」を「別表第1」に改める。

第91条第5項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第92条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第99条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第100条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第1項第3号の次に次の2号を加える。

(3)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(3)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第9項中「第81条第3項」を「第81条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第10条、第15条第2項、第25条及び第27条第6項の改正規定並びに附則第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第80号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「第12条の5第2項に規定する」に改め、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「を含む」を加える。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「（昭和23年厚生省令第11号）別表」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第13条及び第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第81号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第82号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）附則第15条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第 6 条第 3 項第 3 号中「幼児（）の次に「第29条第 2 項の表及び」を加える。

第29条第 2 項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第43条第 1 項中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第83号

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 秦野戸川公園の項中「少年野球場」を「軟式野球場」に改める。

別表第 5 秦野戸川公園の項中

少年野球場	1 時間	470円	を
に改める。			
軟式野球場	1 時間	1,070円	に改める。

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の別表第 5 の規定の例

により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第84号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に、「第2条の2～」を「第3条・」に改める。

第1条中「第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、」を削る。

第2章の章名中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条の見出し中「がけ附近」を「崖付近」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「高さ3メートルを超えるがけの下端（がけの下にあつては、がけの上端）」を「崖（勾配が30度を超える傾斜地であつて、高さが2メートルを超えるものに限る。以下同じ。）の下端」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「特別警戒区域内」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内」に、「がけの形状」を「崖の形状」に改め、同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「2.5メートル」を「1メートル」に、「こう配が45度」を「勾配が30度」に、「しば」を「芝」に、「おおつた」を「覆つた」に改め、同条第2項中「がけの」を「崖の」に、「がけに」を「崖に」に、「がけくずれ」を「崖崩れ」に、「うける」を「受ける」に、「がけと」を「崖と」に改め、同条第3項中「高さ3メートルをこえる」を削り、「がけ」を「崖」に、「排水こう」を「排水溝」に改める。

第4条の2第1項の表4の項中「第53条第3項各号」を「第53条第2項各号」に改める。

第36条第1項中「興行場等」の次に「（集会場にあつては、客席の床面積の合計が100平方メートル以上のものに限る。）」を加える。

第48条第1項中「合計」の次に「（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第52条の4中「照明設備」の次に「又は照明用コンセント設備」を加える。

第52条の6第2項第1号中「農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による」を「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項に掲げる基準及び第52条の17の2第1項の」に、「延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅」を「省令第10条の3第3項の基準に適合するもの」に改め、同項第2号中「次に掲げる基準のいずれか」を「省令第10条の3第4項の基準」に改め、同号アからウまでを削る。

第52条の18の2中「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第53条第1項中「（第2条の2及び第2条の3の規定を除く。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第59条第1項中「第2条の3、」を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項、第48条第1項、第52条の4、第52条の6第2項及び第52条の18の2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第85号

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものは」の次に「、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における開発行為であって」を加え、同条第1号中「直系血族」の次に「又は配偶者」を加える。

第3条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第4条中「ものは」の次に「、政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における建築物であって」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。